

議員提出議案第3号

三豊市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び三豊市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年9月27日提出

三豊市議会議長 丸戸 研二 様

提出者 三豊市議会議員 三木 秀樹

賛成者 三豊市議会議員 田中 達也

賛成者 三豊市議会議員 浜口 恭行

賛成者 三豊市議会議員 為広 員史

賛成者 三豊市議会議員 岩田 秀樹

賛成者 三豊市議会議員 辻山 文吉

賛成者 三豊市議会議員 石井 勢三

賛成者 三豊市議会議員 湯口 新

(別紙)

三豊市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

三豊市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年三豊市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。